



医療保険 70歳未満の方

医療保険

医療費は、病気やケガの治療にかかる費用で、月、医療機関、入院と外来、歯科を別で計算します。

医療費に含まれないもの

食費、室料(個室・特別室)、文書代、おむつ代、レンタル料金、分娩介助料

ひと月あたりの上限額

【令和8年8月～令和9年7月】

所得区分※ ¹ 年収換算		自己負担割合	自己負担 限度額	多数回該当 ※ ³	年間 上限額※ ⁴	食費 1食
ア	約1,160万円～	3割	270,300円＋ (総医療費※ ⁵ －901,000円)×1%	140,100円	168万円	550円
イ	約770万 ～ 約1,160万円		179,100円＋ (総医療費－597,000円)×1%	93,000円	111万円	
ウ	約370万～ 約770万		85,800円＋ (総医療費－286,000円)×1%	44,400円	53万円	
エ	～約370万		61,500円	44,400円	53万円※ ⁶	
オ	住民税非課税 ※ ²		36,900円	24,600円	29万円	270円

高額療養費制度

1ヵ月（1日～月末）の医療費が『自己負担限度額』を超えた場合、申請すると超過分の金額が戻ってくる制度です。

※支給請求権は、原則として診療月1日～2年以内なので、速やかにご申請下さい。

また、払い戻しまでに3～4ヵ月かかります。

当院ではオンライン資格確認システムを導入しています。

1階入院受付で口頭や入院手続き等で情報閲覧に同意された場合、当院で区分確認ができるので、限度額適用認定証の申請は不要です。

※1 【所得区分】 健保：協会けんぽ、健康保険組合
国保：国民健康保険

ア 年収約1,160万円～

健保：標準報酬月額 83万円以上

国保：旧ただし書き所得901万円超

イ 年収約770～約1,160万円

健保：標準報酬月額 53万～79万円

国保：旧ただし書き所得600万円～901万円

ウ 年収約370万円～約770万円

健保：標準報酬月額 28万～50万円

国保：旧ただし書き所得210～600万円超

エ 年収約370万円未満

健保：標準報酬月額 26万円以下

国保：旧ただし書き所得210万円以下

※2 オ 住民税非課税者で、かつ、区分ア、イに該当しない方

※3 【多数回該当】

療養を受けた月以前の1年間に、3か月以上の高額療養費の支給を受けた（限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む）場合、4か月目からの自己負担限度額がさらに軽減されます。

※4 【年間上限額】

毎年8月から翌年7月までの12か月間の合計が対象です。

※5 【総医療費】

保険適用される診察費用の総額（10割）です。

※6 【区分エの方の年間上限額】

年収換算～約200万（健保：15万円以下、国保：86万円未満）区分に該当することが確認された方は、年間上限41万円が適用され、令和9年8月以降に償還払されます。

患者総合サポートセンターでは、説明やご質問をお受けしています。

ご不明な点はソーシャルワーカーまでお問合せください。

伊勢原協同病院 患者総合サポートセンター 0463-94-2111(代表)

※ 記載の内容は、2026年7月時点の情報に基づいています。

今後の制度等の改正により、内容に相違点が生じる可能性があります。